薬の取り扱いについて(重要事項説明書より抜粋)

薬は本来、保護者の責任の下で投与するものですが、医師の指示により保育時間中の投与が必要な場合に限り、保育園職員が保護者に代わり、投与することができます。以下の事柄につき、理解、同意した上で希望される方は「投薬依頼書」「薬剤情報提供書のコピー」を提出し、投与を申し込むことが出来ます。

<u>必要書類が未提出、無記名、職員に手渡していないなど安全が確保されないと判断した場合は、保護者の許</u>可を得ずに薬の投与を中止する場合があります。

- ① 投与可能な薬について
- ・医師より処方された薬のみ投与することが出来ます。
- ・処方された目薬、点鼻薬、皮膚薬は保育園との協議の上、与える事が出来ます。
- ・市販薬、座薬、本人以外が処方された薬は与える事が出来ません。
- ・日焼け止め、虫除け薬、乾燥防止クリームなどは原則、保育園職員が塗布することは出来ませんが、 医師の指示がある場合はこの限りではありません。
- ・本人が痛がったら投与するなど投与の判断を保育園で行うことは原則、出来ません。
- ② 投与の申込み方法
- ・初回投与日・・・・・「**投薬依頼書」「薬剤情報提供書のコピー」「1回分の薬**」を職員に 直接手渡しで渡してください。
- ・2日目以降投与日・・初日同様の薬の場合は、「投薬依頼書」と「薬剤情報提供書のコピー」の 提出は必要ありません。続きの薬であることを伝えながら、**1回分の薬**を職員に 直接手渡しで渡してください。
- ・薬の内容が変更した場合はその都度、「投薬依頼書」と「薬剤情報提供書のコピー」を提出して下さい。
- ・目薬、点鼻薬、皮膚薬など1回分に出来ない薬は協議の上、全量をお持ちください。
- ・薬には必ずフルネームで記名をお願いします。
- ③ 投与方法・投与後について
- •「投薬依頼書」に基づき、原則担任が責任を持って投与します。

投薬依頼書 この用紙と<u>「薬剤情報提供書のコピー」</u>が必要です

園児名					クラ	ス								
病名または症状					受診医	院名								
薬の形状	□粉乳	薬(種類	頁) [コシロ	コップ	(種	類) [コそ	の他	()		
① 持参した薬は 年 月 日に処方された薬で、依頼期間中は1回分ずつ渡します。														
薬にはフルネームで記名されています。														
投薬依頼期間_	年	月 日	(#	<u> </u>	から	年	月	F	1 (曜日)	まて	<u> </u>		
② 服用時間	□食育	前 □1	食後	口その	0他() 💥	職員に記	詳しくお信	云えく	くだ	さい	
③ その他連絡事項														
上記、「薬の取り扱いについて」の内容に同意し、剤情報提供書のコピーを提出し、たちばな														
保育園に投薬を依頼します。 保護者氏名											E	<u> </u>		
保育園記入欄														
1 日目 (/) 2日目	(/) 3	3月 (. 1) 4	日目	(/)	5 日目	(/)	
投薬者 () 投薬者	() 投	薬者(() 1	0.薬者	()	投薬者	()	
投与時刻 (:) 投与時	刻(:) 投-	与時刻((:) 1	设与時刻	(:)	投与時刻	(:)	